

総行安第23号
令和8年5月7日

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公印省略)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第155号）が本日付けで公布されました。

改正の概要及び施行期日・適用については下記のとおりですので、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の概要

(1) 葬祭補償の額関係

地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「地公災令」という。）第2条の2において、葬祭補償の額については、31万5千円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた額としている。

今般、労働者災害補償保険制度における葬祭補償の定額部分の引上げ等を踏まえ、地公災令第2条の2を改正し、葬祭補償の定額部分を31万5千円から33万円に引き上げる。

(2) 特殊公務に従事する職員の特例関係

地公災令第2条の3第2項において、特殊公務に従事する職員の特例の対象となる麻薬取締員の職務については、麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪の捜査等としている。

一方、麻薬及び向精神薬取締法第54条第5項に規定する医薬品医療機器等法に違反する罪に係る麻薬取締員の職務については、現行の特殊公務災害の対象には含まれていないところ、当該職務についても現行の特殊公務災害の対象とな

る職務と同様の危険性があること等を踏まえ、今般、地公災令第2条の3第2項を改正し、特殊公務災害の対象となる麻薬取締員の職務の範囲を拡大する。

2 施行期日・適用

公布日（令和8年5月7日）施行。

なお、改正後の地公災令第2条の2及び第2条の3第2項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

3 葬祭補償の額及び特殊公務に従事する職員の特例に関する経過措置

この政令の施行に関し、必要な経過措置（附則第2条及び第3条関係）が定められているため、別添の官報の写しを実務の参考とされたい。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

○ 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行									
<p>（葬祭補償の額） 第二条の二 法第四十二条に規定する政令で定める金額は、三十三万円に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金額とする。</p> <p>（特殊公務に従事する職員の特例） 第二条の三 （略）</p>		<p>（葬祭補償の額） 第二条の二 法第四十二条に規定する政令で定める金額は、三十一万五千円に平均給与額の三十日分に相当する金額を加えた金額とする。</p> <p>（特殊公務に従事する職員の特例） 第二条の三 法第四十六条に規定する政令で定める職員は、警察職員、消防吏員、消防団員、准救急隊員、麻薬取締員及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に係る災害応急対策に職務として従事する職員（次項において「災害応急対策従事職員」という。）とする。</p>									
<p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職務とする。</p>	<p>2 法第四十六条に規定する政令で定める職務は、次の表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職務とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職 務	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th> <th>職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警 察 官</td> <td> 一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他こ </td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職 務	警 察 官	一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他こ
職員の区分	職 務										
（略）	（略）										
職員の区分	職 務										
警 察 官	一 犯罪の捜査 二 犯人又は被疑者の逮捕、看守又は護送 三 勾引状、勾留状又は収容状の執行 四 犯罪の制止 五 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災、爆発その他こ										

3

(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<p>麻薬取締員</p> <p>一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件の捜査</p> <p>二 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行</p>				

3

法第四十六条に規定する政令で定める率は、百分の五十（傷病補償年金のうち、第一級の傷病等級（法第二十八条の二第一項第二号に規定する傷病等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十五、障害補償のうち、第一級

災害応急対策従事職員	麻薬取締員	准救急隊員	消防吏員及び消防団員	警察官以外の警察職員	
害の防衛	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛	天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛	一 火災の鎮圧 二 天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防衛	犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの	<p>れらに類する異常な事態（以下この表において「天災等」という。）の発生時における人命の救助その他の被害の防衛</p> <p>犯罪鑑識、船舶又は航空機の運航その他の職務で、警察官がこの表の警察官の項の下欄に掲げる職務に従事する場合において当該警察官と協同して行うもの</p>
	<p>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る犯人又は被疑者の逮捕又は護送</p> <p>三 麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪に係る勾引状、勾留状又は収容状の執行</p>				

の障害等級（法第二十九条第二項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に該当する障害に係るものにあつては百分の四十、第二級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては百分の四十（五）とする。

法律第十八号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項及び第三項中「令和十八年三月三十一日」を「令和二十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣 林 芳正
内閣総理大臣 高市 早苗

旅券法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

法律第十九号

旅券法の一部を改正する法律

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

三 外務大臣又は領事官が対象者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、戸籍簿本

御名 御璽

第五条第一項ただし書中「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同条第三項中「第一項第二号に掲げる場合に該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同項ただし書中「同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改め、同条第四項中「する者」の下に「十八歳未満の者を除く。」を、「第十四条」の下に「及び第二十条第一項第三号」を加える。

第十四条中「同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」を「十八歳未満の者である」に改める。

第二十条第一項中「の各号」を削り、「当該各号に」を「国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもつて賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してそれぞれ政令で」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一般旅券の発給（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給

三 残存有効期間同一旅券の発給

四 一般旅券の渡航先の追加

五 渡航書の発給

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条第二項中「には」の下に「同項の規定にかかわらず」を加え、「当該各号に」を「同項の政令で」に、「四千円を加えた」を「二を乗じて得た」に改め、同条第四項中「当該各号に」を「第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一項の政令で」に、「一」を「一」に前項の」に改める。

第二十条の二第一項中「当該各号に」を「同項の政令で」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「定める額に二を」を「同項の規定に」に、「定める額に」を「同条第四項の政令で定める額及び」を「次条第一項の規定」と、同項の政令とあるのは「前項の政令に、加えた」を「二を乗じて得た」に「加えた額」を「二を乗じて得た額に」に改め、同項の政令で定める額を加えた額に改め、それぞれを削る。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、令和八年七月一日から施行する。

（一般旅券の発行に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の旅券法（以下「新法」という。）第五条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる旅券の発給の申請について適用し、施行日前にされた旅券の発給の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（手数料の納付に関する経過措置）
第三条 新法第二十条（第二項を除く。）及び第二十条の二（第二項を除く。）の規定は、施行日以後にされる新法第二十条第一項各号に掲げる処分の申請について適用し、施行日前にされたこの法律による改正前の旅券法第二十条第一項各号に掲げる処分に係る手数料については、なお従前の例による。

（新法第二十条第二項（新法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が旅券法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。）
（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

総務大臣 林 芳正
外務大臣 茂木 敏充
財務大臣 片山さつき
内閣総理大臣 高市 早苗

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

政令第百五十五号

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

政令第百五十五号

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

政令第百五十五号

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

政令第百五十五号

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令

政令第百五十五号

内閣は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十二条及び第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

第二条の三第二項の表麻薬取締員の項第一号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪に係る事件」に改め、同項第二号及び第三号中「麻薬、向精神薬、大麻、あへん又は覚醒剤に関する犯罪」を「麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の地方公務員災害補償法施行令（次項及び次条において「新令」という。第二条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた地方公務員災害補償法第二十五条第一項第七号に規定する葬祭補償（以下この条において「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

2 令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であつて、改正前の地方公務員災害補償法施行令（以下この項において「旧令」という。）第二条の規定による金額により支給されたもの又は旧令附則第一条の二の規定により支給されたもの（その額が六十六万円未満であるものに限る。）の支払は、新令第二条の二の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

（特殊公務に従事する職員の特例に関する経過措置）
第三条 新令第二条の三第二項（麻葉取締員に係る部分に限る。）の規定は、令和八年四月一日以後に発生した事故に起因する公務上の災害に係る地方公務員災害補償法第二十五条第一項第三号に規定する「傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）」と同項第四号に規定する「障害補償（以下「障害補償」という。）」及び同項第六号に規定する「遺族補償（以下「遺族補償」という。）」について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害に係る傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、なお従前の例による。

総務大臣 林 芳正
内閣総理大臣 高市 早苗

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第五十六号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行期日

を定める政令
内閣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月二十一日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗
法務大臣 平口 洋
外務大臣 茂木 敏充
財務大臣 片山さつき
厚生労働大臣 上野賢一郎
経済産業大臣 臨時代理 松本 洋平
国務大臣 小泉進次郎
防衛大臣

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年五月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第五十七号

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第四百九十九条の二第一項において準用する同法第四百九十九条第一項及び第二項並びに同法第五百十三條第十二項（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第八十九條第三項及び非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二百一十一條第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する刑事訴訟法第四百九十九條第一項、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第二十一條、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第五百九條並びに性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二十五條の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（押収物還付等公告令の一部改正）
第一条 押収物還付等公告令（昭和二十八年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五百十三條第九項」を「第五百十三條第十項」に、「第五百十三條第十項」を「第五百十三條第十二項」に改める。

第三条第三項各号列記以外の部分中「第五百十三條第十項」を「第五百十三條第十二項」に改め、同項第一号中「第五百十三條第十項」を「第五百十三條第十二項」に改め、同項第三号中「押収番号」の下に「又は提供番号」を加え、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前二号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

第三条第四項第三号中「押収番号」の下に「又は提供番号」を加え、同項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前二号に掲げる事項のほか、交付すべき記録媒体に記録された電磁的記録又は複写を許すべき電磁的記録を特定するに足りる事項

第三条第五項中「特徴」の下に「又は電磁的記録の提供を受けた年月日」を加える。

（国際受刑者移送法施行令及び刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係政令の整理等及び経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「第五百十二條」の下に、「第五百十三條第六項」を加え、

第十三條第九項	第一項及び第六項	第一項	を	第五百十	第五百十一項	第五百十二項	第五百十三項
---------	----------	-----	---	------	--------	--------	--------

第五百十	第五百十一	第五百十二	第五百十三
------	-------	-------	-------